



事業計画書

「こどもデータ連携実証事業」

令和7年5月

福岡市

1. 応募者の概要

■ 団体名称

福岡市

■ 代表者氏名

福岡市長 高島 宗一郎

■ 担当者情報(所属・役職・氏名)及び連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

担当所管 : 子育て未来局 子育て健やか部 子育て家庭課

連絡先 : 092-711-4238 / k-katei.CB@city.fukuoka.lg.jp

■ こども政策の取組内容や組織体制等

① こども施策の取組内容

第6次福岡市子ども総合計画(令和7年度～令和11年度)(令和7年3月策定)に基づき、市のこども施策を推進している。

【計画の位置づけ等】

上位計画である「福岡市総合計画」に即し、子どもに関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図るもの。なお、この計画は法で定める下記計画として位置づけている。

- 福岡市こども計画（こども基本法）
- 福岡市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- 福岡市子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
- 次世代育成支援福岡市行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- 福岡市母子保健を含む成育医療等に関する計画（成長過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）
- 福岡市ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- 福岡市子どもの貧困対策推進計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）

【計画の基本方針】

下記に掲げる基本理念のもと、すべての施策の推進にあたって必要となる視点を基本的視点として掲げ、妊娠期から子育て期など、ライフステージごとに整理した基本目標の下で施策の充実強化に取り組むこととしている。

● 基本理念

すべての子どもが夢を描けるまちをめざして

● 基本的視点

視点1 すべての子どもの権利の尊重

視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援

視点3 一人ひとりの視点に立った支援

視点4 必要な人へ確実に届く支援

視点5 社会全体での支援



● 基本目標

目標1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり

目標2 安心して生み育てられる環境づくり

目標3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり

目標4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり

※虐待等の困難を抱える子どもや家庭への支援に関しては、主に目標4の「一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり」で関連施策を位置付け、取組みを実施。

② 組織体制

子どもに関する施策は、保健福祉、教育、地域コミュニティなど、市政のさまざまな分野にわたっているため、平成17年度に、子ども施策の中核的な役割を担う「こども未来局」を創設。こども未来局を中心に、福祉局や教育委員会などの関係部署のほか、政令市であることから、児童相談所(福岡市こども総合相談センター)や市民窓口となる区役所(7区)とも連携を図りながら、総合的に施策を推進している。

また、令和4年改正児童福祉法の施行(R6.4.1)により、福岡市においても「子育て世代包括支援センター」と「こども家庭総合支援拠点」を統合した「こども家庭センター」を各区役所内に設置し、妊産婦や子ども・子育て家庭への相談支援の円滑・効果的な遂行の一層の強化を図っている。

2.実証事業計画の詳細

■ 応募に至った背景及び実証事業に係る政策目的

少子高齢化、都市化、核家族化の進行などによる子育て家庭の孤立化など、子どもと子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化している。そうした中、困難を抱える子どもやその家庭はその実態が見えにくく、顕在化しづらいことが課題となっている。

こうした状況に対応するため、福岡市では令和4年度に「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究）」（デジタル庁）、令和5年度に「こどもデータ連携実証事業（こどもデータ連携実証事業の検証に係る調査研究）」（こども家庭庁）に参加し、困難を抱える子どもや家庭の早期把握を促し、適切な支援につなげていくための仕組みづくりを図り、令和6年度においても継続して取り組んだ。具体的には0歳～中学校3年生までの子どもを対象とし、虐待等の困難を抱える子どもを主なユースケースとして、福祉や教育などの子どもに関する各種情報を連携・活用するためのシステム（こどもの支援システム）を整備し、支援の必要性の見える化を図るためのデータ分析等に取り組んだ。また、当該システムを職員が行うアセスメントのサポートツールとして活用しながら、支援が必要な子どもや家庭を支援につなげるためのプッシュ型支援の取組みを行ってきた。

これまでの取組みを通じ、困難を抱える子どもや家庭の支援や見守りにつながったことに加え、担当職員の業務効率化・アセスメントの質の向上において一定の成果が得られた。一方で、支援が必要な子どもや家庭を把握するためのデータの活用方法や、プッシュ型支援における支援対象者との関係構築等における職員のスキルアップなど、取組みを通じて得られた課題へ対応していく必要がある。

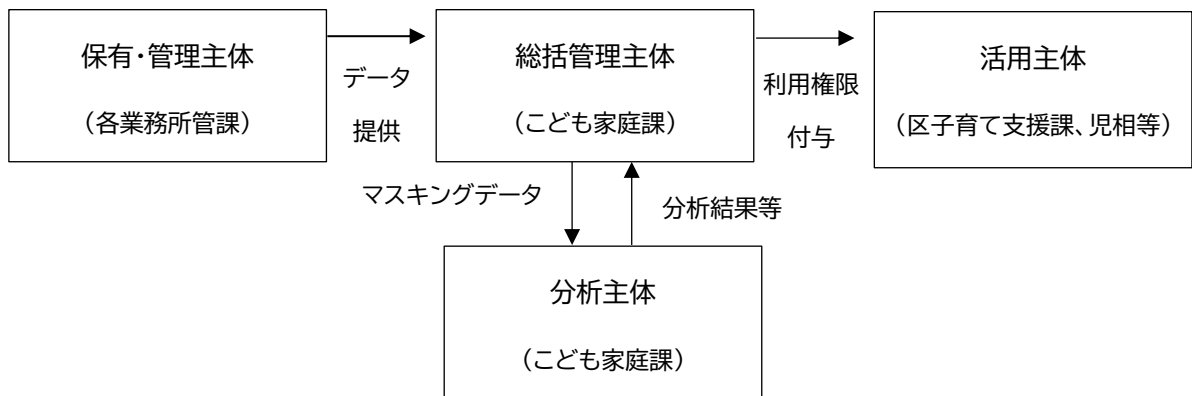
本市では、子どもに関する福祉や教育などの各種情報を横断的に連携し、適切に活用することで、SOSを待つことなく、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、適切な支援につなげていくための仕組みづくりを目指しており、本実証事業を通じ引き続きその取組みを推進していくこととする。

■ 実施体制、役割等がわかる全体像(図)

① データ管理体制

データを取り扱う主体(役割分担)については、以下のとおり。

- ・総括管理主体 :こども家庭課
- ・保有・管理主体 :各業務所管課
- ・分析主体 :こども家庭課
- ・活用主体 :区子育て支援課、児童相談所等



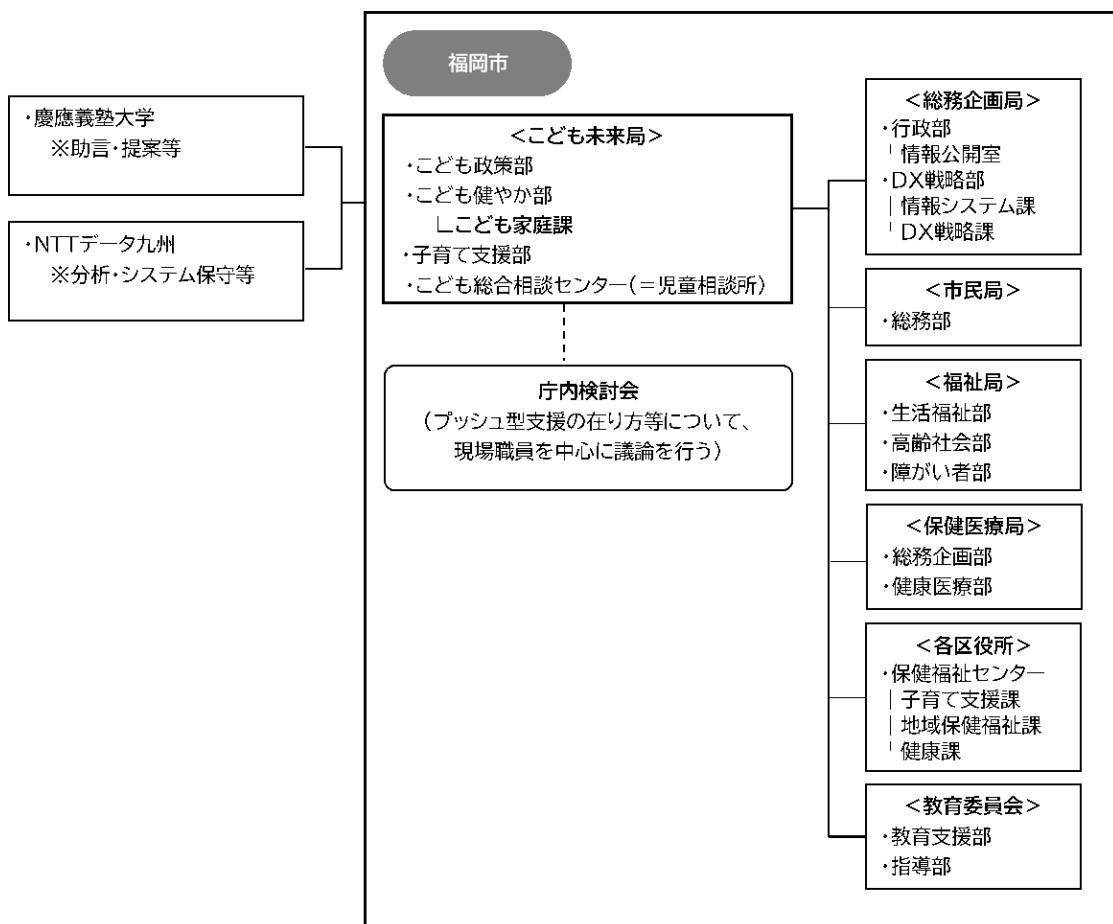
② 事業の実施体制

事業の実施体制は、下表のとおり。

総括管理主体となるこども家庭課が本事業を統括し、関係局やシステム保守事業者等との協議調整など、連携強化を図りながら、分野横断的に事業を進めていく。なお、事業課題に関する検討に際しては、実務者(区職員など)を中心とした庁内検討会にて行う。

本事業の推進については、代表参画事業者である株式会社 NTT データ九州と連携して取り組んでいく。なお、NTT データ九州は、データ連携・分析機能等を担う「こどもの支援システム」の運用保守及び改修も担う。

また、データ活用等に関しては、有識者として慶應義塾大学からの助言・提案等を受けながら進める。



■ 利用するデータ項目

○利用を予定している主なデータ項目は、下表のとおり。

	システム等	データ項目
基本情報	住民記録システム	・世帯情報、学齢簿情報等
福祉	生活保護システム	・生活保護の受給状況等
子育て支援	母子保健システム	・妊娠届出情報 ・健診情報(妊婦、産婦、乳幼児)等
	児童手当・児童扶養手当システム	・児童手当、児童扶養手当資格情報
	特別児童扶養手当システム	・特別児童扶養手当資格情報
	母子父子寡婦福祉資金貸付システム	・母子父子寡婦福祉資金貸付情報
	子ども・子育て支援システム	・認可・認可外保育施設等利用者情報
	公費医療システム	・医療費助成資格情報
	障がい 公費医療システム 保健福祉総合システム	・障がい児・者情報 (障がい者医療費助成資格情報等)
介護	保健福祉総合システム	・介護受給者情報等
教育	児童生徒管理システム	・児童生徒の基本情報(氏名等)
	校務支援システム	・学校生活状況(出欠等) ・学校健診情報等
	生活習慣調査・学習定着度調査	・生活習慣調査結果 ・学習定着度調査結果
	就学援助システム	・就学援助情報
	給食費システム	・給食費の滞納情報
相談	児童相談システム	・支援中児童情報等

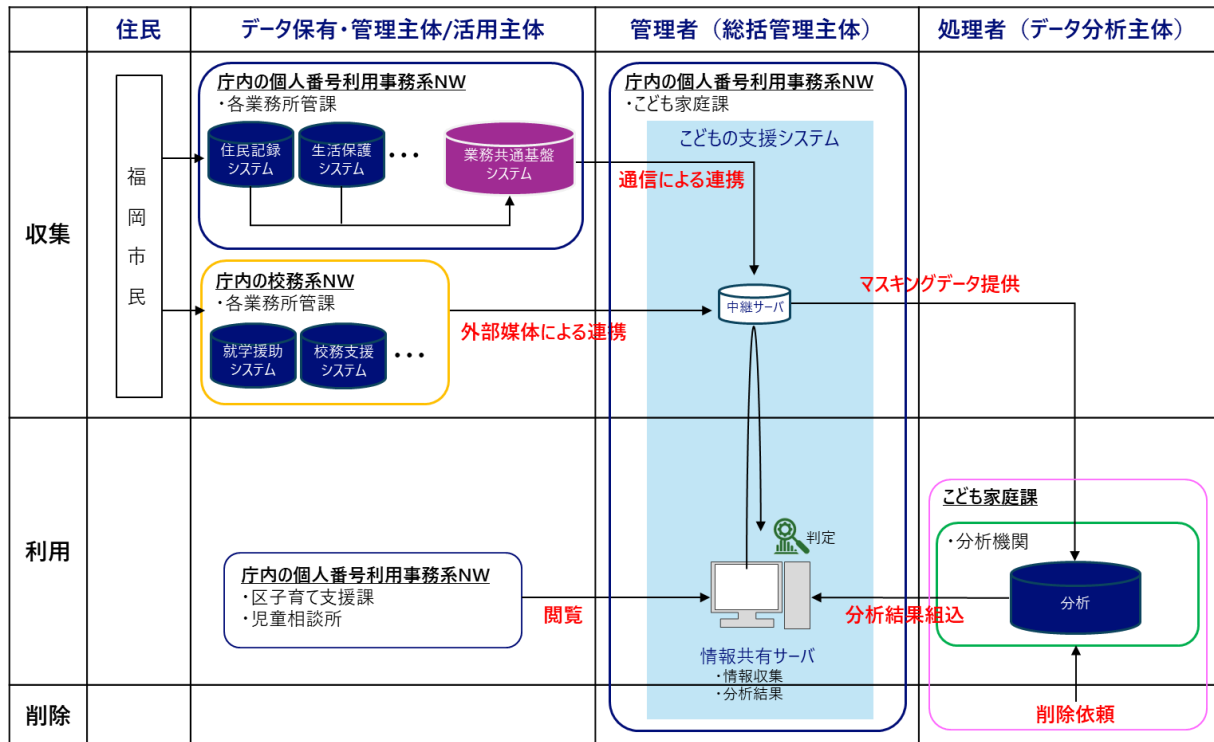
○ガイドラインに記載の「基本連携データ項目」の利用については、こどもの支援システムで連携・保持している情報を中心に利用するものとし、下表のとおり予定している。

No.	基本連携データ項目	利用予定
1	要保護児童対策地域協議会(要対協)への登録歴がある	無し
2	一時保護された履歴がある	無し
3	3～4 か月児健診を受けた履歴がない	有り
	1 歳 6 か月児健診を受けた履歴がない	有り
	3 歳児健診を受けた履歴がない	有り
4	3～4 か月児／1 歳 6 か月児／3 歳児健診アンケートにおいて「感情的に叩いた」に該当	無し
5	3～4 か月児／1 歳 6 か月児／3 歳児健診アンケートにおいて「家に残して外出」に該当	無し
6	3～4 か月児／1 歳 6 か月児／3 歳児健診アンケートにおいて「長時間食事を与えなかった」に該当	無し
7	3～4 か月児／1 歳 6 か月児健診アンケートにおいて「子どもの口をふさいだ」に該当	無し
8	3～4 か月児／1 歳 6 か月児健診アンケートにおいて「子どもを激しく揺さぶった」に該当	無し
9	1 歳 6 か月児／3 歳児健診において、低体重であった	有り※
	学校における児童生徒等の健康診断において、低体重であった	有り※
10	こどもに発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	有り
11	障害児支援受給者証の発行歴がある	有り
12	小・中学校の欠席日数が多い	有り
13	小・中学校の遅刻が多い	有り
14	こども自身が心身の不調や希死念慮を抱えている	無し
15	母子手帳交付時点での妊娠の週数が 12 週以降である場合	有り
16	当該こどもの出産に際し、妊婦健診を受けた履歴が全くない	有り
17	当該こどもの出産に際する産婦健診において、EPDS(エジンバラ産後うつ病問診票)評価点数が高い	有り
18	当該こどもの属する世帯が生活保護を受給している	有り
19	当該こどもを監護する者等が児童扶養手当を受給している	有り

※「体重パーセンタイル」「ローレル指数」の値(分類)を分析項目として用いる想定

■ 個人情報の適正な取扱いに関する対応方針

庁内の各システムで保有・管理されているデータをこどもの支援システムへ連携し、分析結果等を活用するまでの流れは下表のとおり。分析機関が分析を行う際は、福岡市においてマスキングを行い、個人を特定できない形式でデータ提供を行う。なお、提供したマスキングデータについては、分析主体からの削除依頼に基づき分析終了後に削除される。



① 個人情報の利用目的

福岡市では、事業の実施にあたって、「こどもデータ連携ガイドライン」に基づき、個人情報の取扱いの整理を行った。

具体的には、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号「相当な理由があるときにおける目的外利用」として整理した。なお、福岡市は、本事業は「子どもに関する各種情報を連携・活用することを通じて、相談・通告を待つだけでなく、自ら SOS を発信できないなど支援が必要な子どもを早期に把握し、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を届けることを目的に取り組むものであり、子どもの健やかな成長に資する事業であること」を以って、相当な理由に該当するものと整理している。

② 安全管理措置

情報セキュリティに関する安全管理措置については、「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「福岡市情報セキュリティ共通実施手順」に則って対応することとしている。

また、安全管理措置の具体的な対策として、以下のとおり取り組む。

○組織的安全管理措置

- ・情報セキュリティ管理者や情報システム責任者等を定め、本事業に関する情報資産管理の組織体制を整備する
- ・システムを利用できる所属及び職員ごとに利用権限の設定を行うこととし、当該職員に限りユーザー登録を行う

○人的安全管理措置

- ・市職員に、定期的なセキュリティ教育を実施する
- ・委託事業者(再委託先を含む)に、セキュリティ教育が実施されていることを確認する

○物理的安全管理措置

- ・サーバ類は情報化部門が所管する共通基盤上に構築されており、入退室管理対策が講じられた場所に設置、管理されている
- ・端末はセキュリティワイヤーにより固定されており、持ち出し禁止とする
- ・端末について、USB 等の外部媒体の利用は制限され、原則としてデータの持ち出し等ができないようになっている

○技術的安全管理措置

- ・システムは閉域的な市の個人番号利用事務系ネットワークのみに接続しており、他のネットワークとは相互接続されておらず、外部からのシステムへのアクセスや、データの外部への送信はできないよう制限されている
- ・システムの利用者認証を行ってユーザーを管理し、業務上必要のないシステム利用やデータの閲覧ができないようにしている
- ・システムへのアクセス履歴のログ管理を行い、追跡調査が可能となっている

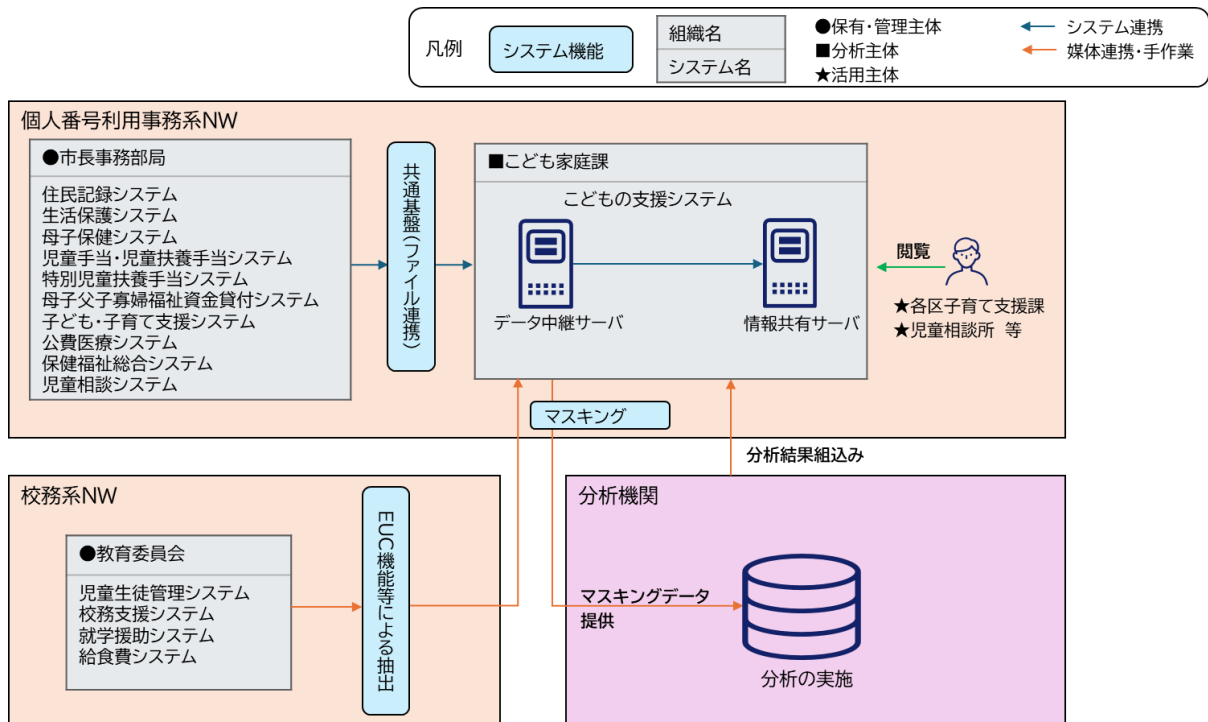
③ プライバシー保護

事業要綱及び事業要領において、プライバシー保護体制としてプライバシー保護責任者、プライバシー保護副責任者、プライバシー保護管理者の職を置くこと、及びその職務を規定する。

また、プライバシー保護管理者は、本事業の事務において個人の権利利益が保護されているかを毎年度点検することと規定している。

■ 実証事業におけるこどもデータ連携の仕組み(図)

データ連携を行うシステム構成は、下表のとおり。



● 市長事務部局系システム

こどもの支援システムについては、庁内基幹系システムと同等のセキュリティを確保するため、同じ業務系(個人番号利用事務系)ネットワーク内に設置しており、ネットワーク経由でデータを自動連携している

● 校務系システム

業務系ネットワークとは異なるネットワークにあることから、相互に通信が行えないため、外部媒体を活用して取得している

■ 人の目による確認や支援方策の検討の在り方(業務フローや会議体等)

プッシュ型支援にあたっては、以下の流れで対応を行う。



①データ分析結果を活用し、対象者を把握。なお、把握にあたっては分析結果のほか、行政とのつながりも踏まえながら検討(例:未就園児等)。

②①で把握した対象者について、関係課(区子育て支援課・地域保健福祉課・健康課)において、支援履歴や家庭の状況等についての調査を実施。

③関係三課(区子育て支援課・地域保健福祉課・健康課)にて協議を実施し、アプローチ方法や担当課等について検討。

④③で決定した担当課職員により、家庭への訪問等による個別アプローチを実施し、生活状況や困り事等の聞き取りを行う。また、必要に応じ、アセスメント(支援要否の検討)、プランニング(支援内容の検討)等を行い、支援を実施。

■ 想定される具体的な支援・見守りの手法やそれを担う関係機関等の名称

支援については、各区に設置されたこども家庭センターを構成する所属(健康課、地域保健福祉課、子育て支援課)職員が行う。具体的には把握した子どもや家庭の状況に応じて、育児等に関する助言を行ったり、現行の支援メニューを活用したり、必要な支援機関へつなげることを想定している。また、未就園児については、保護者の意向も踏まえた上で就園や療育等につなげる取組みを行うこととする。

■ 事業効果の評価・分析方針

事業効果の評価・検証については、以下の観点で取り組む。

人の目による確認や支援方策の検討、見守り・支援につなげる手順等について、整備したマニュアルを元に実施し、結果や意見を収集することで課題を洗い出し、改善につなげる。また、個別アプローチ結果を踏まえ、支援の必要性和データ項目の関連性等を確認し、プッシュ型支援の支援対象者の把握基準やその優先度等についても、併せて検討を行う。

その他、システム(こどもの支援システム)の有用性についても、利用者へのアンケートとその集計を通じ、評価を行う。

評価・検証に際しては、関係課職員や実務担当者(児相職員や区役所職員など)を含めた検討会や、実務担当者等へのアンケートを活用し、取り組む想定としている。

■ 事業の実施スケジュール

事業の実施スケジュールの想定は、下表のとおり。

データ連携による対象者把握と人の目による支援の必要性の確認を経て、9月頃より個別アプローチを開始し、結果について段階的に確認ととりまとめを行う。

また、個別アプローチの実施までに職員研修等を実施し、支援にあたる職員のスキルアップを図る。

	作業項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体	全体スケジュール	▲検証受託事業者決定 ▲実証団体の採択決定					▲中間報告会			▲成果まとめ ▲成果報告会		
	職員による検討会 役職者会議等での説明	→										
こどもデータ連携	データ連携・抽出 対象者リスト作成 (一次スクリーニング)	→										
	人の目による支援の必要性の確認 (二次スクリーニング)			→								
	個別アプローチ					→	→	→	→	→	→	→
	アプローチ結果の確認とまとめ						▲結果確認①			▲結果確認②		▲結果確認③
	職員研修等の実施		→	→	→							

3.実証事業に必要な経費等

■ 実証事業に必要な経費

本実証事業に必要な経費の見込みは、以下のとおり。

項目	単価	数量	単位	金額	積算内訳・備考
1 データ分析・プッシュ型支援に係る費用				7,800,000	
① データ加工(マスキング・結合等)	1,300,000	1.00	人月	1,300,000	
② データ分析	1,300,000	1.50	人月	1,950,000	
③ 対象者リスト作成	1,300,000	1.50	人月	1,950,000	
④ システム取り込み用データ加工	1,300,000	1.00	人月	1,300,000	
⑤ 分析結果のシステム反映	1,300,000	1.00	人月	1,300,000	
2 評価・検証、その他の必要な費用				5,184,000	
① 支援結果の評価・効果検証	1,300,000	1.00	人月	1,300,000	
② 報告書作成	1,300,000	1.00	人月	1,300,000	
③ 週次報告書および報告書作成支援	1,050,000	1.00	人月	1,050,000	
④ プロジェクト管理	1,300,000	1.18	人月	1,534,000	
小計				12,984,000	
消費税(10%)				1,298,400	
合計				14,282,400	

■ 実証事業で発生、取得した財産等の帰属先

別途契約書・協定書・覚書等において、以下のような趣旨で合意予定。

・本事業の遂行中に生じた知的財産権は、その発明又は創作等を行った当事者に帰属すること。

・複数の当事者が共同で発明又は創作を行った場合には、その知的財産権は複数の当事者の共有とし、その持分割合は複数の当事者の協議により定めること。